

重要事項説明書 (訪問介護型サービス事業)

1. 赤門ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	赤門訪問看護リハビリステーション 赤門ヘルパーステーション
所在地	千葉県館山市沼 1604-4
介護保険指定番号	訪問介護型サービス (千葉県 1263690013 号)
サービス提供地域*	館山市

*上記地域以外の方も希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	専従	兼務	非常勤	計
管理者	看護師		1		1
サービス提供責任者	介護福祉士	2			2
	実務者研修終了者 訪問介護員 1 級				
事務職員			1		1
従業者	初任者研修修了者	1		1	2
	介護福祉士			2	2
登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者) 登録		1			1

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 8 : 00～18 : 00
平 日	○
土・日・祝日	○

*時間帯により料金が異なります。

*年末年始休 1月1日～1月3日

2. 運営の方針

当事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービス内容

(1) 事業者は、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を提供するものとします。

(2) その他のサービス

介護相談 家庭での介護方法についていつでも相談承ります。

《ホームヘルパー禁止行為》

サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族等に関するサービス提供
 - ・利用者以外のものに係る洗濯・調理・買物・布団干し
 - ・利用者が利用する居室等以外の掃除
 - ・来客の応接（お茶・食事の手配等）
- ⑤ 「日常生活」に該当しない行為
 - ・草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話
- ⑥ 「日常的に行われる家事」の範囲を超える行為
 - ・家具・電気器具等の援助、修繕、模様替え
 - ・大掃除、窓ガラス拭き、床ワックスかけ
 - ・室内外、家屋の修理
 - ・植木の剪定等の園芸
 - ・正月・節句等の為に特別な手間をかけて行う調理

4. 利用料

(1) 利用料については重要事項説明書 別紙①料金表をご確認ください。

(2) 利用料のお支払い方法

口座振替によりお支払いただきます。口座の名義は利用者または身元引受人といたします。利用料は月末に締め、翌月 10 日までに、前月分の精算をし請求書を作成いたします。請求書の発送は翌月の 20 日以降、振替は概ね利用翌月 27 日です。

口座振替手続きに必要な口座振替依頼書の提出が必要となりますので、詳しくはご契約時に説明させていただきます。

(3) 利用料の変更について

介護保険法その他の関係法令の変更にて、利用料の変更(増額又は減額)をする場合があります。その際は概ね1ヶ月前までに文書で通知し、再契約の手続きをいたします。

5. サービス内容に関する相談・要望・苦情

当事業所お客様相談・要望・苦情

〈窓口〉 鈴木 佐智子

〈責任者〉 鈴木 佐智子

〈電話番号〉 0470-24-1226

(月曜～金曜 8:30～17:30 まで)

* ご不明な点はおたずねください。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

〈区市町村名〉 館山市

〈担当〉 高齢者福祉課 介護保険係

〈電話番号〉 0470-22-3489

6. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応と業務継続に向けた取り組み

(1) 非常災害時：実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域と連携に努めます。状況に応じ、訪問変更・中止等調整をします。

(2) 健康危機発生時：感染症対策委員会を開催します。感染委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去および感染経路の遮断に取り組み、安全環境の構築に努めます。感染状況を踏まえ、実行可能な支援継続を検討し訪問調整をします。状況により訪問変更・電話対応・中止等もあります。サービス担当者会議においても当該対応を実施します。

7. 虐待の防止

ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を設置すると共に、職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。サービス提供中に、当事業所職員又は養護者(家族等ご利用者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、これを速やかに市町村に通報します。

8. ハラスメント対策

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の様な行為があった場合、状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (2) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる、その他行為

重要事項説明書 別紙①料金表

利用される料金は、介護保険給付サービスに要した費用の自己負担割合分となります。

利用料金

(1) お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

該当 内容	サービス内容	基本料金	自己 負担分 (1割)	自己 負担分 (2割)	自己 負担分 (3割)
	訪問型介護サービス 11	週 1 回程度の利用	1,176 円	2,352 円	3,528 円
	訪問型介護サービス 12	週 2 回程度の利用	2,349 円	4,698 円	7,047 円
	訪問型介護サービス 13	週 3 回程度の利用	3,727 円	7,454 円	11,181 円
	初回加算	2,000 円/月	200 円/月	400 円/月	600 円/月
	介護職員処遇改善加算	所定の介護給付単位サービスコード表によります。			

(2) キャンセル料

ご利用者の都合でサービスを中止する場合は利用料金相当額のキャンセル料を
いただく場合がございます。

出来る限り、利用日の前日正午までにご連絡をお願いいたします。

* ご利用者の体調の急変等やむを得ない場合は、キャンセル料はいただきません。
(連絡先 電話 0470-24-1226)

* その他

ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者の負担になります。